

新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和4年 6月 1日施行

総合体育館における新型コロナウイルス感染拡大防止のための指針を以下に示す。

3密の回避

1. 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 1-1 一人あたりの必要換気量を確保するため施設管理者は開館時、窓及び扉を開放*₁し、使用者は換気設備（換気扇）のある所については使用時稼働させる。但し、天候等*₂により窓及び扉が開放できない場合、使用者は30分に1回以上、5分程度の開放により必要換気量を確保する。
- 1-2 必要換気量の確保が困難な箇所（共用部分を除く。）の使用は禁止する。
(9-3)

2. 施設内の混雑緩和（「密集」の回避）

- 2-1 予約制の活用により、施設管理者は同時に多数の人が集まらないよう使用申請に対し考慮（分散利用要請等）する。
- 2-2 個人、団体共使用人数は必要最低限とし、使用関係者以外の入館は禁ずる。
- 2-3 トレーニング室の使用は、同室内の換気量の確保、混雑緩和を鑑み1人1日2時間、使用定員7人までとする。このため定員限定の観点から当面大月市民（上野原市在住含む）の使用に留める。
- 2-4 大会、イベント及び対外試合、合同練習等複数団体での使用に際し、主催者は混雑緩和に配慮した開催（実施）計画を策定する。
- 2-5 使用者は使用後参集することなく速やかに館外に退出する。
- 2-6 更衣室とシャワー室の併用は混雑が想定されるのでシャワー室の利用は禁止し、更衣室の限定(3-4)利用とする。

3. 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 3-1 最低1m(マスク着用の無い場合は2m)の対人距離を確保（休憩スペース並びに喫煙スペースに於いても適用。）する。
- 3-2 受付窓口は、飛沫防止のため透明ビニールカーテンで遮蔽する。
- 3-3 現金の受け渡しについては専用のコイントレーを使用する。
- 3-4 トレーニング室における機器について、複数台設置されている機器については対人距離を確保するため一部利用を禁止する。

- 3-5 更衣室、洗面所、男子トイレについて対人距離(3-1)を考慮し、使用箇所を限定する。このため更衣室においては十分な収容人員が確保されないことから使用者には運動ができる服装での来館を促す。
- 3-6 館内の休憩スペース（長椅子等）は、閉鎖（撤去）*₃ 又は座席スペースの限定等の措置を講ずる。

その他の感染防止策

4. マスクの着用

- 4-1 館内において、運動以外の場合必ずマスクを着用する。運動時におけるマスクの着用については、身体への負荷が著しく大きくなる恐れがあるのでかかりつけ医の意見を踏まえる。なお、高温多湿の環境下におけるマスクの着用は熱中症のリスクが増大するので注意すること（人がいない所でマスクを外して休憩し十分な水分補給を行う等。）。

5. 手洗い・手指消毒

- 5-1 玄関2か所、メインアリーナ・サブアリーナ・トレーニング室・事務室各1か所に手指消毒液を設置する。
- 5-2 来館時並びに随時（施設職員においては定期的）における手指消毒の実施、トイレの利用後等における手洗いの実施を徹底する。

6. 体調チェック

- 6-1 施設職員は入館前に検温及び体調確認し体温が基準値（37.5℃）以上又は風邪症状、嘔吐・下痢等の症状を発している場合、出勤停止とする。
- 6-2 使用者は入館前に体調確認し発熱又は風邪症状、嘔吐・下痢等の症状を発している場合、使用を控える。
- 6-3 玄関及び事務室*₄に検温機を設置する。
- 6-4 入館時玄関にて検温を行い体温が基準値（37.5℃）以上又は風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合、施設職員については教育委員会に報告し指示を仰ぐ、使用者に於いてはその旨使用責任者（使用責任者が当該症状を発した場合には施設職員）に報告し使用を控える。
- 6-5 使用者のうち使用者代表又は使用責任者はかかる使用者全員についての体調を管理する。

7. トイレの衛生管理

- 7-1 トイレは清潔を保つよう利用する。
- 7-2 施設管理者はトイレを随時点検し清潔に保つ。

8. その他の衛生管理等

- 8-1 メインアリーナ、サブアリーナ、トレーニング室、事務室*₄に清拭消毒用のアルカリイオン電解水及びペーパータオルを設置する。
- 8-2 他人と共用する貸出物品は、返却時に施設職員が清拭消毒する。

- 8-3 使用者は利用した器具用具等の接触箇所について前記(8-1)により設置されている又は持参している消毒用具を用い清拭消毒を行う。
- 8-4 衛生管理の観点から館内のごみ箱は撤去する。
- 8-5 前号 8-4 に伴い使用者が搬出したゴミは原則自身で全て持ち帰る。

9. その他の利用制限

- 9-1 使用時間は大月市民の体育施設の設置及び管理に関する条例（以下、「体育施設条例」という。）第 13 条に基づく別表第 7 のとおり。但し、日曜日、祝日については体育施設条例施行規則第 11 条により定める午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- 9-2 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言*⁴ 及びまん延防止等重点措置*⁵ 区域に居住する者の使用は感染防止の観点から停止する。
- 9-3 2 階研修室については必要換気量の確保が困難なことから使用禁止とする。(1-2)
- 9-4 常時換気により窓を開けるため、暗幕の利用は禁止とする。但し、大会等において競技に支障がある場合に限り 1-1 但書の履行遵守を前提に暗幕の使用を認める。
- 9-5 高校生以下だけの使用については、保護者の承諾を得ることとし申請書使用責任者欄に当該保護者の住所、氏名、連絡先を明記する。
- 9-6 大会、イベント及び対外試合、合同練習等複数団体での使用については、主催者は施設管理者へ開催（実施）要項及び責任者等の所在連絡先を明確にした名簿を提出するとともに感染予防対策の実施計画及び来場者名簿を作成のうえ全員に連絡がとれる体制を確保する等管理を徹底する。(6-5)
- 9-7 使用者は、使用者又は同関係者の新型コロナウイルス感染にかかる行政機関からの行動、調査の要請があった場合これに応ずる。
- 9-8 館内における昼食等の飲食は禁止する。但し、教育委員会が認める大会、イベント等において雨天等により外での昼食ができない場合に限り観覧席にてこれを認める。この際、対人距離の確保(3-1)に十分留意する。
- 9-9 使用者相互接触を伴う活動行動は行わない。
- 9-10 使用者は大声での会話、掛け声等を行わない。

10. チェックリスト等の作成、確認

- 10-1 施設管理者は本ガイドラインに基づくチェックリスト（別紙 1）を作成し日々実施事項等を確認する。
- 10-2 使用者に対し本ガイドラインに基づく「新型コロナ感染拡大防止のための遵守事項」の遵守要請及び署名依頼。

11. 「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の推奨

- 11-1 施設利用者は、自分を守り、大切な人を守り地域と社会を守るために、積極的に厚生労働省が提供する接触確認アプリ（COCOA）をインストールし活用する。

以上のとおりとし、利用者に対し新型コロナウイルス感染に対する注意喚起及び本指針の周知徹底に努める。

なお、新型コロナウイルス感染症感染状況又はこれによる国、県の対応により本ガイドラインを急きょ変更する必要があることを利用者に周知する。

これまでの経緯

令和2年 3月 4日～

令和2年 6月 9日休館

令和2年 6月10日施行「総合体育館における感染拡大予防ガイドライン」
市外在住者使用自粛要請
大会、イベント、対外試合、合同練習の自粛要請(停止)
トレーニング室使用の自粛要請(停止)

令和2年 6月24日施行「総合体育館における感染拡大予防ガイドライン」
トレーニング室の再開(限定)〈「トレーニング室の利用制限」施行〉

令和2年 7月15日施行「総合体育館における感染拡大予防ガイドライン」
大会、イベント、対外試合、合同練習の限定解除
県民使用自粛(停止)解除(県民以外使用自粛要請(停止))
「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の推奨

令和3年 8月11日～

令和3年 9月13日まで休館

令和4年 6月 1日施行「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」
使用時間の変更(条例規則のとおり)
県民以外使用自粛(停止)解除(但書あり)

(参考)

- *1 開放箇所については開放可能箇所を精査し別途取り決める。
- *2 虫、煙等
- *3 サブアリーナ入口付近休憩スペース
- *4 事務室、施設職員の常駐所
- *5 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項
- *6 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項

「新型コロナ感染拡大防止のための遵守事項」

令和4年 6月 1日施行分

総合体育館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（令和4年6月1日施行）に基づく使用者の遵守事項については以下のとおりとする。

（各項末尾括弧書きは当該ガイドライン適用項目番号）

〔使用制限〕

1. 個人、団体共使用人数は必要最低限とし、使用関係者以外の入館は禁ずる。(2-2)
2. 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域に居住する方の使用は自粛すること。(9-2)
3. 館内における昼食等の飲食は禁止する。大会、イベント等において雨天等により外での昼食ができない場合については事前に教育委員会の許可を得ること。(9-8)
4. トレーニング室の使用は、同室内の換気量の確保、混雑緩和を鑑み1人1日2時間、使用定員7人までとする。このため定員限定の観点から当面大月市民（上野原市在住含む）の使用に留める。(2-3)
5. 高校生以下だけの使用については、保護者の承諾を得ることとし申請書使用責任者欄に当該保護者の住所、氏名、連絡先を明記すること。(9-5)
6. 2階研修室については必要換気量の確保が困難なことから使用しないこと。(9-3)
7. 更衣室とシャワー室の併用は混雑が想定されるのでシャワー室の利用は禁止し、更衣室の限定利用とする。(2-6)
8. トレーニング室における機器について、複数台設置されている機器については対人距離を確保するため一部利用を禁止する。(3-4)

〔使用前の遵守事項等〕

9. 利用に際しては混雑緩和の一環から事前予約を推奨する。(2-1)
10. 大会、イベント及び対外試合、合同練習等複数団体での使用に際し、主催者は混雑緩和に配慮した開催（実施）計画を策定すること。(2-4)
11. 使用者は入館前に体調確認し発熱又は風邪症状、嘔吐・下痢等の症状を発している場合、使用を控えること。(6-2)
12. 更衣室においては十分な収容人員が確保されないことから使用の際には出来るだけ運動ができる服装で来館すること。(3-5)

〔使用中の遵守事項等〕

13. 入館時玄関にて検温を行い体温が基準値（37.5℃）以上又は風邪症状、嘔吐・下痢等の症状がある場合、その旨使用責任者（使用責任者が当該症状を発した場合には施設職員）に報告し使用を控えること。(6-4)
14. 大会、イベント及び対外試合、合同練習等複数団体での使用については、主催者は施設管理者へ開催（実施）要項及び責任者等の所在連絡先を明確にした名簿を提出するとともに感染予防対策の実施計画及び来場者名簿を作成のうえ全員に連絡がとれる体制を確保する等管理を徹底すること。(9-6)
15. 一人あたりの必要換気量を確保するため窓及び扉を開放し、使用者は換気設備（換気扇）のある所については使用時稼働させること。但し、天候等により窓及び扉が開放できない場合、使用者は30分に1回以上、5分程度の開放により必要換気量を確保すること。(1-1)

16. 最低 1m(マスク着用の無い場合は 2m)の対人距離を確保 (休憩スペース並びに喫煙スペースに於いても適用。) すること。(3-1)
17. 館内において、運動以外の場合必ずマスクを着用すること。運動時におけるマスクの着用については、身体への負荷が著しく大きくなる恐れがあるのでかかりつけ医の意見を踏まえること。なお、高温多湿の環境下におけるマスクの着用は熱中症のリスクが増大するので注意すること(人がいない所でマスクを外して休憩し十分な水分補給を行う等。)(4-1)
18. 使用者相互接触を伴う活動行動は行わないこと。(9-9)
19. 使用者は大声での会話、掛け声等を行わないこと。(9-10)
20. 常時換気により窓を開けるため、暗幕は利用しないこと。但し、大会等において競技に支障がある場合には事前に教育委員会の了承を得ること。(9-4)
21. 来館時並びに随時手指消毒を実施すること。またトイレの利用後等においても必ず手洗いを実施すること。(5-2)
22. トイレは清潔を保つよう利用する。(7-1)

[使用後の遵守事項等]

23. 使用者は利用した器具用具等の接触箇所について設置されている清拭消毒用のアルカリイオン電解水及びペーパータオルによりは持参している消毒用具を用い清拭消毒を行うこと。(8-3)
24. 使用時間内に清拭消毒、清掃を済ませること。(9-1)
25. 使用者が搬出したゴミは原則自身で全て持ち帰ること。(8-5)
26. 使用者は使用後参集することなく速やかに館外に退出すること。(2-5)

[その他の遵守事項等]

27. 使用者のうち使用者代表又は使用責任者はかかる使用者全員についての体調を管理すること(6-5)。
28. 使用者は、使用者又は同関係者の新型コロナウイルス感染にかかる行政機関からの行動、調査の要請があった場合これに応ずること。(9-7)
29. 施設利用者は、自分を守り、大切な人を守り地域と社会を守るために、積極的に厚生労働省が提供する接触確認アプリ(COCoA)をインストールし活用すること。(11-1)
30. 新型コロナウイルス感染症感染状況又はこれによる国、県の対応により当該ガイドラインに基づく遵守事項が急きょ変更する場合があることを承知していること。
31. その他施設管理者の指示に従うこと。

上記総合体育館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン(令和4年6月1日施行)に基づく使用者の遵守事項について理解し、これを遵守することといたします。

令和 年 月 日

利用責任者 住所

氏名